

排出事業者のための有益情報満載ニュースレター

WASTE TODAY

9月号
2018

2018.9.25

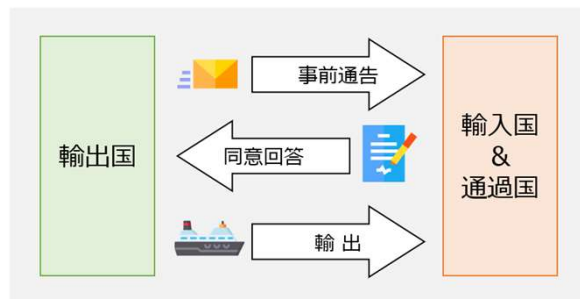
発行者：株式会社リーテム

- ✓ **今月のテーマ**
「10月1日施行 改正バーゼル法」
 経済産業省と環境省により行われた、改正バーゼル法（本年10月1日施行）の説明会に参加しましたので、その概要をご紹介します。

🗨️ **そもそもバーゼル法とは**

有害廃棄物の越境移動及びその規制について国際的な枠組みを定めたバーゼル条約（※）を担保するために制定された日本の法律で、具体的には以下の内容です。

- ✓ 輸出前の事前通告
- ✓ 相手国の同意取得
- ✓ 移動書類の携帯（移動開始から処分まで）
- ✓ 不法取引の場合の輸出者の引き取り義務（再輸入、処分等）



※ **バーゼル条約**

正式名称： 有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約
 概要： 有害廃棄物の輸出入を規制
 成立： 1989年バーゼル（スイス）で採択、1992年発効
 締約国： 183か国 1 機関（=EU）（2016年10月現在）

🗨️ **改正に至った背景と問題**

＜輸出面の問題＞

有害物質を含む電気電子機器やプラスチックなどが雑多に混じった未選別の廃棄物いわゆる「雑品スクラップ」の不適正な保管による火災が多発しています。

平成19～27年の雑品スクラップの火災	
港湾・船舶	66件
ヤード等	27件
計	93件

（国立環境研究所 推計データ）

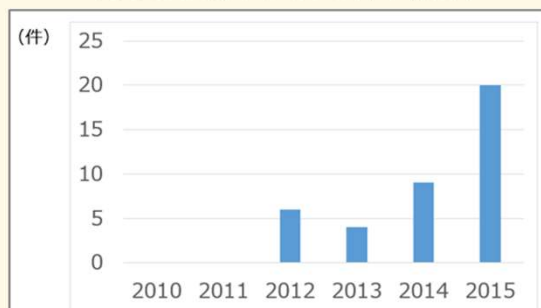


日本のバーゼル法では規制対象でないとして輸出した貨物が、相手国では規制対象であるとして返送（＝シップバック）の通報が相次ぎ、国際的なトラブルに発展しかねない状況です。原因は日本と輸出先との有害廃棄物の定義が不一致であることです。



香港からシップバックされた液晶パネル
(環境省資料より)

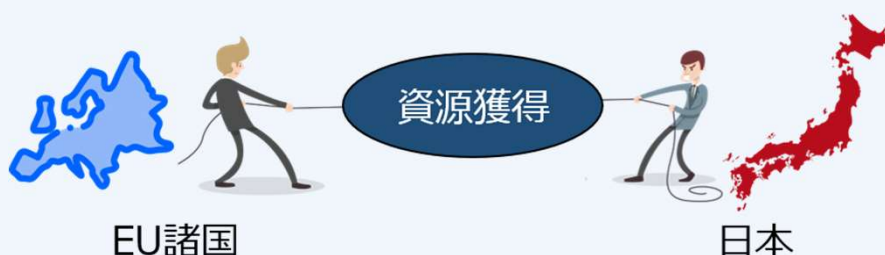
日本が受けたシップバック件数



輸出先国：香港、マレーシア他（環境省資料より）

<輸入面の問題>

EU諸国は全ての外国からの廃電子基板（有害性の低い物）を規制に縛られず輸入可能ですが、日本は途上国からの廃電子基板の輸入はバーゼル法の手続きが義務になっているため、国際的な資源獲得競争が激化する中、日本企業は不利な立場にあります。



改正の6つのポイント

【輸出面】 改正の目的 → 輸出先国との国際トラブルの防止

改正事項			概要
強化	4	雑品スクラップ規制対象の明確化	バーゼル法規制の対象とする特定有害廃棄物の範囲を具体的に明確化
	5	シップバック対策	輸出先国において条約上の有害廃棄物としているもの（例：モニター）を、日本のバーゼル法の規制対象物に追加し輸出承認を義務化
	6	輸出における環境大臣確認事項の明確化	輸出先国が先進国であっても、輸出先での環境汚染防止措置（例：処理施設の構造、環境規制の遵守状況、排ガス・排水対策等）を環境大臣が確認すること

【輸入面】 改正の目的 → 日本の先進的な環境技術を活かし世界の環境負荷低減に貢献する

改正事項		概要	
緩和	1	廃電子基板等の輸入円滑化	有害性の低い廃電子基板（※グリーンリスト対象物）のリサイクル目的の輸入は、従来の先進国だけでなく、途上国からの輸入も相手国同意や輸入承認を不要にする
	2	再生利用等事業者等の認定制度の創設	環境大臣の認定を受けた事業者のみ、有害性の高い廃棄物の輸入承認を不要とする特例制度。認定事業者には環境保全上適正な運搬、再生利用（リサイクル）と年次報告等が求められる。
	3	分析試験目的の輸出手続き簡素化	分析試験目的で、少量の特定有害廃棄物の輸出入をする場合は、簡素な提出書類の提出のみとする。

※グリーンリスト対象物とは、OECD理事会が定めた、比較的有害性が低いとされる廃棄物

参考情報

バーゼル法関連簡易該非判断システム <経済産業省>
 (バーゼル法の規制対象となるか否かの判断の目安)
http://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/adm_in_info/law/10/bsimple_judgmentsys/

バーゼル法のQ&A <経済産業省>
http://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/adm_in_info/law/10/bsimple_judgmentsys/q-a.html#qa01

次回以降のニュースター

今回の改正バーゼル法の施行には経過措置（手続き等の猶予期間）が設けられていないため、雑品スクラップの輸出事業者は至急の対応が求められます。また排出事業者には輸出事業者への雑品の売却に伴う法的リスクも考えられます。これらの雑品スクラップの今後について次回以降のニュースターで取り上げる予定です。
 また、来月本件をテーマにしたセミナーを開催します。ご関心のある企業様は是非ご参加ください。



2018年10月18日
雑品に関するセミナー & 工場見学会
<https://www.re-tem.com/ecotimes/seminar/20181118/>



◆ リーテムのサービスのご紹介



PCB廃棄物処理コンサルティング
https://www.re-tem.com/service/service_list/pcb/



株式会社リーテム

〒101-0021 東京都千代田区外神田2-15-2 新神田ビル7 F
 TEL. 03-5256-7041 Mail. info@re-tem.com <https://www.re-tem.com/>